

会社法における 業務財産検査役選任請求権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 31

【要約】

昨年6月29日に「会社法」が成立し、今年5月1日から施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、会社の業務・財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができるとする「業務財産検査役選任請求権」が存在する。

「業務財産検査役選任請求権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 業務財産検査役選任請求権とは

業務財産検査役選任請求権^(注1)とは、会社の業務の執行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときに、会社の業務・財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる権利のことである。

会社法では、358条で規定されている^(注2)。

株主の権利の適切な行使のために、株主に会社の業務・財産の状況を調査する機会を与えることが必要になる場合がある。しかし、会社の業務・財産の状況を調査する権利は、強力なものであるだけに、濫用の危険も大きい。そこで、一定の要件を求めた上で、裁判所が選任する検査役が調査するとされた^(注3)。それが業務財産検査役選任請求権の制度である。

(注1) 会社法では、「業務財産検査役選任請求権」という用語は用いていないが、ここではこの名前を用いる。会社法358条の表題は、「業務の執行に関する検査役の選任」となっている。また、相澤哲(法務省大臣官房参事官)編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、2005年)の65ページでは、業務検査役選任請求権を「業務財産調査のための検査役選任請求権」と呼んでいる。

(注2) 会社法359条も関連する。

(注3) 前田庸著「会社法入門〔第10版〕」(有斐閣、2005年)の626～627ページ参照。

2 . 業務財産検査役選任請求権の行使要件

(1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「業務財産検査役選任請求権」の行使要件につき次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。

行使要件を定款で緩和できる。

(2) 業務財産検査役選任請求権の行使要件の概要

「業務財産検査役選任請求権」の行使要件、次のとおりである。

【議決権基準】 総株主^(注4)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式^(注5)の3%〔定款で引下げ可能〕

(注4)株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使できない株主は、ここでいう「総株主」に入らない(会社法358条1項1号)。

(注5)自己株式は、ここでいう「発行済株式」からは除かれる(会社法358条1項2号)。

3 . 業務財産検査役選任請求権の行使後の流れ

株主が検査役の選任を裁判所に申立て(請求)



申立てが適法であれば、裁判所が検査役を選任



検査役が調査(場合によっては子会社に対しても調査)



検査役が裁判所に報告(なお報告後、検査役は申立てた株主に報告内容を伝達)



裁判所は必要に応じて、その会社の取締役に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じる
一定の期間内に株主総会を招集すること
調査の結果を株主に通知すること